

## 新潟県条例第29号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(設備及び備品等)</p> <p><b>第21条</b> 基準省令第95条第1項（基準該当通所介護事業所にあつては、<u>基準省令第108条第1項</u>）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び通所介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p><b>第21条</b> 基準省令第95条第1項（<u>指定療養通所介護事業所</u>にあつては<u>基準省令第105条の7第1項</u>、基準該当通所介護事業所にあつては<u>基準省令第108条第1項</u>）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び通所介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>
<p>(通所介護計画の変更)</p> <p><b>第22条</b> 指定通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所（次条において「指定通所介護事業所等」という。）の管理者は、通所介護計画の作成後、当該<u>通所介護計画の実施状況の把握</u>を行い、必要に応じて当該<u>通所介護計画</u>の変更を行うものとする。</p> <p>2 基準省令第99条第1項から第4項までの規定は、<u>通所介護計画の変更</u>について準用する。</p>	<p>(通所介護計画等の変更)</p> <p><b>第22条</b> 指定通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所（次条において「指定通所介護事業所等」という。）の管理者は、通所介護計画（<u>指定療養通所介護事業所の管理者にあつては、療養通所介護計画</u>。以下この条において「通所介護計画等」という。）の作成後、当該<u>通所介護計画等の実施状況の把握</u>を行い、必要に応じて当該<u>通所介護計画等</u>の変更を行うものとする。</p> <p>2 基準省令第99条第1項から第4項までの規定は<u>通所介護計画の変更</u>について、<u>基準省令第105条の12第1項から第5項までの規定は療養通所介護計画の変更</u>について、<u>それぞれ</u>準用する。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p><b>第24条</b> 指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の3第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><b>第24条</b> 指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の3第2項各号（<u>指定療養通所介護事業者にあつては、基準省令第105条の18第2項各号</u>）に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。